

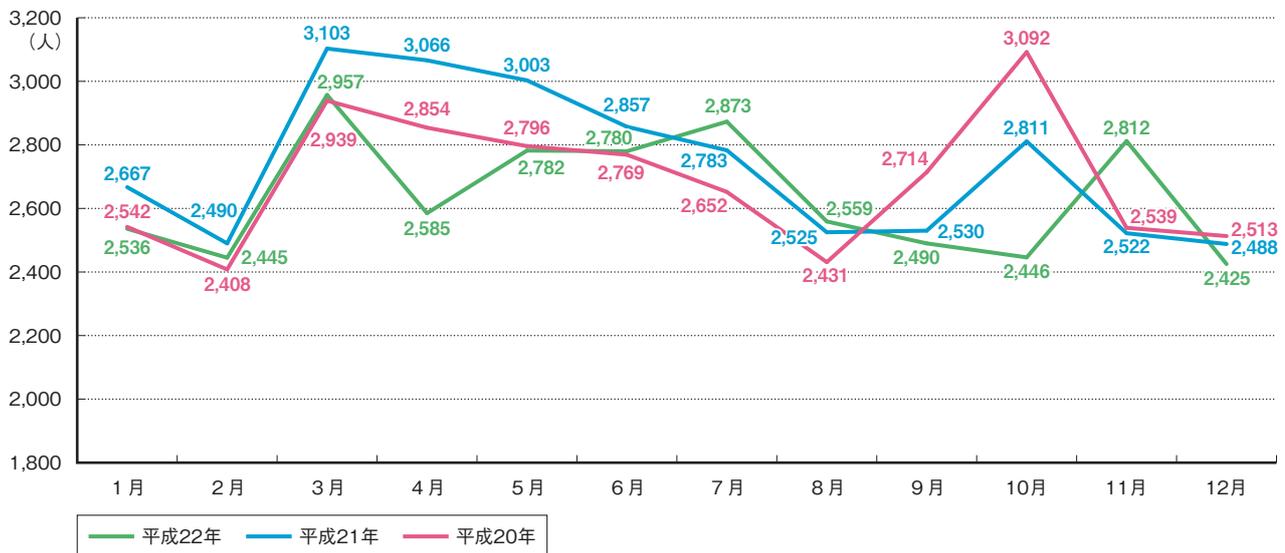
自殺対策の総括と今後の課題

1 自殺の現状

平成22年における我が国の自殺者数は、3万1,690人となり、前年より1,155人減少した。平成10年から13年連続して3万人を超える厳しい状態が続いているものの、平成13年以来、9年ぶりに3万2千人を下回っている

(第1章1参照)。月別に見ると、7月、8月及び11月以外の9か月については前年同月を下回っており、特に4月と10月に、前年同月よりそれぞれ15.7%、13.0%と大きく減少している。

最近3か年の月別自殺者数の推移

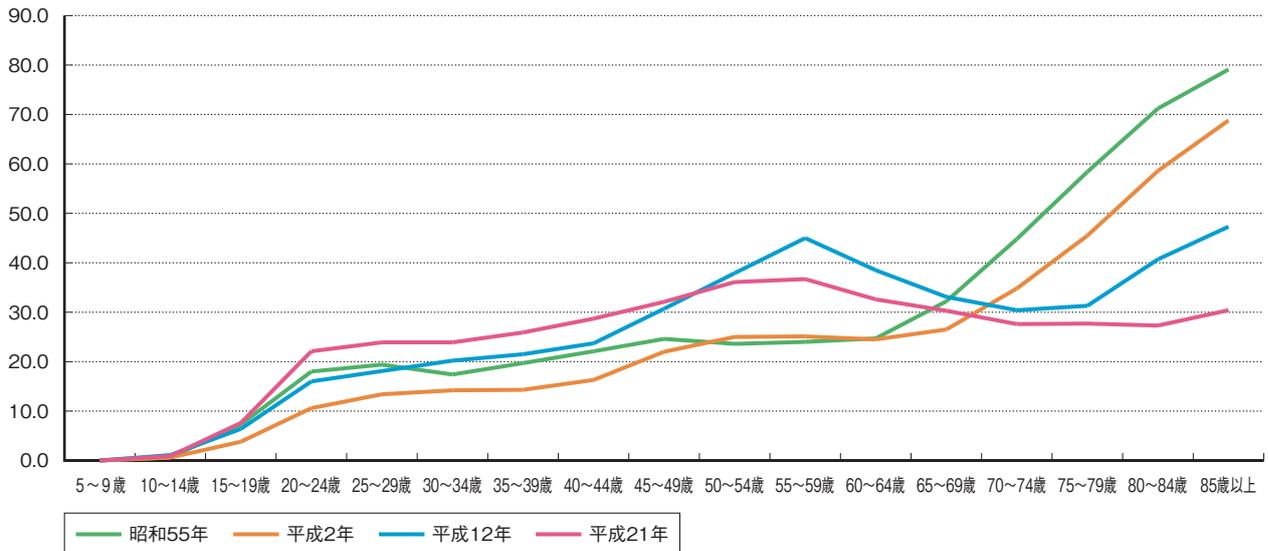


資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

年齢階級別の自殺の状況については、自殺者全体で見ると中高年男性が占める割合が高いことは第1章で述べたとおりである。さらに、自殺死亡率の推移について年齢階級別に見ていくと、特に70歳以上の自殺死亡率が減少する一方で、20歳～40歳代前半の、社会で活躍する若年～中堅層の自殺死亡率が近年上昇する傾向にある。これは、我が国の高齢者

を中心とする社会保障制度が成熟してきた中で、高齢者人口そのものが増加したこと、しかしながら、終身雇用制度が崩れて雇用の流動化が進む中、非正規雇用が増加するなど、若い世代を支えるセーフティネットが脆弱になっている可能性があることなどが背景として考えられる。

年齢階級別の自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」より内閣府作成

2 政府の取組状況の総括

平成18年に自殺対策基本法が制定され、内閣府に関係閣僚からなる自殺総合対策会議が設置された。更に、自殺対策基本法に基づく政府が推進すべき自殺対策の指針として、19年6月8日、自殺総合対策会議において自殺総合対策大綱の案が取りまとめられ、閣議決定された。自殺総合対策大綱においては、自殺対策を進める上での六つの基本的考え方や、世代別の自殺の特徴と自殺対策の方向、当面の重要施策が盛り込まれているが、詳細は、第2章を参照されたい。

平成22年2月には、12年連続して年間の自殺者数が3万人を超えるなど、自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題等を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策が展開できるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成22年2月5日自殺総合対策会議決定）が策定された。同プランにより、九つの対策を柱とする施策が実施されることとなった。中でも、3月を「自殺対策強化月間」として、重点的に広報・啓発活動を展開するとともに、

関係施策を強力に推進することとなり、同プラン策定の翌月には、最初の月間として、啓発活動や相談窓口の開設等の対策が全国的に集中的に実施された。

平成22年度の新たな取組として、「自殺対策タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）」の設置が挙げられる。タスクフォースは、平成22年中の自殺者数を可能な限り減少させるために、必要な緊急対策の機動的な実施等を行うため、内閣府特命担当大臣（自殺対策）、国家公安委員会委員長及び厚生労働大臣を共同座長とし、平成22年9月7日、自殺総合対策会議決定により設置された（なお、後に内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び総務大臣が共同座長に加わった。）。同日、タスクフォースの第1回が開催され、相談体制の充実、全国的な啓発活動の展開と情報提供の一層の強化、推進体制の強化等の各施策を盛り込んだ「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」が決定された。これにより、例年、下半期では10月に自殺者数が多くなる傾向を踏まえ、特に9月を中心に、全国的に啓発活動を展開することとされ、自殺

予防週間（毎年9月10日～16日）にとどまらず、自殺予防週間以後も取組が強化して実施された。更に、タスクフォース独自の取組として、睡眠をテーマとした街頭キャンペーンを同年9月10日に東京駅前で、同年12月1日（いのちの日）に新橋駅前で実施した。同年9月10日には、自治体が発行する街頭キャンペーンに、タスクフォース構成員の副大臣や政務官が参加するなどして、全国的に一体感のある運動となるよう取り組んだ。

タスクフォースでは、「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」の実施結果について、平成23年2月9日にとりまとめ、幅広い施策が着実に実施されたことだけでなく、当初の内容を超えて多くの取組が実施されたことが確認された。具体的には、前述の街頭キャンペーンの実施のほか、例えば、経済産業省では、中小企業応援センターにおいて、22年9月から弁護士による「経営者のための法律相談」を実施したが、当初22年内までの予定のところ、23年3月まで実施期間を延長しており、金融庁では、財務局や都道府県・市区町村の「多重相談窓口」の利用者に

ついて、必要に応じて自殺関連相談窓口等に誘導できるよう誘導先リストの作成を強化しただけでなく、反対に、自殺関連相談窓口の利用者の中で、返済能力を超える債務を抱える相談者を、必要に応じて多重債務相談窓口へ誘導できるよう、誘導先リストの作成などについても取組を強化するなど、各府省において、積極的な取組が展開されたところである。

また、平成22年度補正予算により、「住民生活に光をそそぐ交付金」が創設されたが、同交付金は自殺対策も対象としており、基金の財源とすることも認められたことから（24年度末まで）、各都道府県が設置している地域自殺対策緊急強化基金の増額にも活用された。これに合わせ、地域自殺対策緊急強化交付金による事業も各都道府県からの申請により24年度末まで実施できるよう実施期間を延長し、地域において自殺対策が引き続き推進されるよう支援した。

なお、自殺総合対策大綱や各プラン等に基づく各府省の具体的な取組については、第3章を参照されたい。

3 今後の課題

自殺対策を効果的に推進するためには、実態の解明を進め、その成果に基づき施策を展開することが重要であり、このことは自殺総合対策大綱においても指摘されているほか、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」にも既存の統計データの一層の活用が盛り込まれたところである。平成22年9月に内閣府経済社会総合研究所の下に「分析班」が置かれ、自殺関連統計データを利活用して、効果的な施策の立案に必要な分析に取り組んでいくこととなったため、新たな施策の展開を考える際に、その結果も参考としていくこととなる。

これは、国だけではなく、地域においても

同様のことが言える。分析班より地域別に出される詳細な分析結果を踏まえて、地域の実情に応じたきめ細かな施策を立案し、地域自殺対策緊急強化基金を有効に活用していくこととなる。

自殺総合対策大綱については、平成24年を目途に見直しを行うこととされているが、見直しに当たっては、国・地方における施策の推進状況等を踏まえ、各世代が抱える問題や社会経済情勢の変化など、積極的にデータも活用し、より実態に即した効果的な施策を展開できるよう検討を行う必要がある。